

豊田市次世代航空モビリティ協業ネットワーク 規約

(名称)

第1条 本会は、「豊田市次世代航空モビリティ協業ネットワーク」（以下「協業ネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第2条 協業ネットワークは、豊田市が新たに設置する次世代航空モビリティ協業ネットワークを通じて、市内企業等の協業を促進し、豊田市内における次世代航空モビリティの産業化を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 協業ネットワークは、別表「豊田市次世代航空モビリティ協業ネットワーク会員名簿」の構成員をもって組織する。

(活動内容)

第4条 協業ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の各号に定めるプロジェクトを行う。

(1) サプライ 次世代航空モビリティの開発・製品化に向けた活動

(2) ユースケース&サービス 次世代航空モビリティを活用した機会の創出に向けた活動

(3) ヒューマン 次世代航空モビリティを受け入れる地域社会の形成に向けた活動

(入会手続)

第5条 協業ネットワークの会員になろうとする企業等は、「豊田市次世代航空モビリティ入会申込書」を提出するものとする。

(退会)

第6条 協業ネットワークを退会しようとする会員は、「豊田市次世代航空モビリティ退会申出書」を提出するものとする。

(会計)

第7条 協業ネットワークの活動を推進するために必要な経費が発生した場合は、協議の上決定するものとする。

(機密保持)

第8条 会員は、協業ネットワークの活動において知り得た機密又は他の会員に関する一切の事項を、口頭、文書を問わず漏らしてはならない。協業ネットワークを退会した後も同様とする。

(協業期間)

第9条 協業における期間は特に定めない。

(事務局)

第10条 協業ネットワークの事務を処理するため、事務局を産業部次世代産業課内に置く。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協業ネットワークに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規約は、令和3年8月4日から施行する。